

令和2年11月受診分から

ひとり親家庭等医療費の助成制度が変わります

県内の医療機関の窓口で一定の自己負担額をお支払いいただければ、その場で精算されます。

(後日、市役所の窓口で申請の必要がなくなります)

令和2年10月受診分まで

受診時に医療機関で保険医療の一部負担分を支払い



市の窓口で医療費助成の申請



申請の翌月以降に助成分を受領

令和2年11月受診分から

受診時に医療機関で一定の自己負担額を支払い

- ・受診の際、保険証と受給券を提示してください。
- ・一定の自己負担額とは、助成後の受給者負担額です。

ひとり親家庭等医療費等助成受給券	
受給者番号	
住所	〒
氏名	姓・名
生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
通院	
入院	
医療機関	
〇〇〇市町村長 〇〇 〇〇 印	

受給券の交付前や県外で受診した際など、受給券を使用しないで医療費を支払った場合は、支払いの翌日から2年以内に子育て支援課窓口で申請すれば償還（払い戻し）を受けることができます。



【問い合わせ先】

木更津市朝日3-10-19 朝日庁舎
木更津市役所 子育て支援課子育て給付係
☎0438-23-7243
(平日8時30分から17時15分まで)